少年警察活動規程

平成14年12月26日

宮城県警察本部訓令第29号

少年警察活動規程を次のように定める。

少年警察活動規程

目次

第１章　総則
第１節　通則（第１条－第７条）
第２節　幹部の職務（第８条－第12条）
第３節　早期発見及び報告（第13条・第14条）
第２章　一般的活動
第１節　地域的な非行防止施策の推進（第15条－第17条）
第２節　街頭補導（第18条・第19条）
第３節　少年相談（第20条・第21条）
第４節　継続補導（第22条－第25条）
第５節　少年の社会参加活動等（第26条・第27条）
第６節　情報発信（第28条－第30条）
第７節　有害環境の排除（第31条・第32条）
第３章　非行少年等についての活動
第１節　非行少年に関する通則（第33条－第40条）
第２節　犯罪少年事件の捜査（第41条－第47条）
第３節　触法調査（第48条－第56条の４）
第４節　ぐ犯調査（第57条－第57条の９）
第５節　不良行為少年の補導（第58条・第59条）
第４章　少年の保護のための活動
第１節　被害少年に係る活動（第60条－第62条）
第２節　福祉犯に係る活動（第63条・第64条）
第３節　要保護少年に係る活動（第65条・第66条）
第４節　児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第67条）
第５章　記録（第68条－第72条）
附則

第１章　総則

第１節　通則

（趣旨）

第１条　この規程は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

２　少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成

12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）その他の法令によるほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　少年　少年法第２条第１項に規定する少年をいう。

⑵　特定少年　少年法第62条第１項に規定する特定少年をいう。

⑶　犯罪少年　少年法第３条第１項第１号に規定する少年をいう。

⑷　触法少年　少年法第３条第１項第２号に規定する少年をいう。

⑸　ぐ犯少年　少年法第３条第１項第３号に規定する少年（特定少年に該当する場合を除く。）をいう。

⑹　非行少年　活動規則第２条第６号に規定する少年をいう。

⑺　不良行為少年　活動規則第２条第７号に規定する少年をいう。

⑻　被害少年　活動規則第２条第８号に規定する少年をいう。

⑼　要保護少年　活動規則第２条第９号に規定する少年をいう。

⑽　児童虐待を受けたと思われる児童　活動規則第２条第10号に規定する児童をいう。

⑾　低年齢少年　活動規則第２条第11号に規定する少年をいう。

⑿　保護者　少年法第２条第２項に規定する者をいう。

（少年警察補導員）

第３条　少年警察部門（生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び警察署生活安全課の少年担当係をいう。以下同じ。）に、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（活動規則第８条第２項（同条第５項（第14条第２項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに活動規則第13条第３項及び第14条第２項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、少年警察補導員を置く。

２　警察本部長は、前項の少年警察補導員のうちから、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第６条の２第３項に規定する警察職員（以下「指定警察職員」という。）として指定するものとする。

３　前項の教育訓練とは、警察職員の職務等に関する規則第１条に規定する調査のために必要な専門的知識を養う次の研修をいう。

⑴　可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性

⑵　発達障害等の特別な事情を持つ少年の特性

⑶　低年齢少年の特性を踏まえた質問等の調査要領

４　指定警察職員は、上司である警察官の命を受け、警察職員の職務等に関する規則第１条に規定する調査及びぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）を行うことができる。

５　少年警察補導員の運用に関する事項は、別に定めるところによる。

（少年サポートセンター）

第４条　活動規則第２条第14号に規定する少年サポートセンターは、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第２号）第３条第４項の規定により少年課に置かれた宮城県警察少年サポートセンター（以下「本部少年サポートセンター」という。）及び第５条第１項に規定するブロック少年サポートセンターとする。

（ブロック少年サポートセンター）

第５条　少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を効果的に実施するため、仙台中央警察署､石巻警察署、古川警察署及び岩沼警察署にブロック少年サポートセンターを設置する。

２　ブロック少年サポートセンターに所長及び所員を置く。

３　前項に定めるもののほか、ブロックサポートセンターの組織及び運営に関する事項は、別に定めるところによる。

（少年警察活動の基本）

第６条　少年警察活動を行うに際しては、活動規則第３条に規定する事項を基本とするものとする。

（関係機関、ボランティア等との連携）

第７条　少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

２　少年警察活動は、少年補導員、少年指導委員等の少年警察ボランティアはもとより、児童委員、保護司その他少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

第２節　幹部の職務

第８条　削除

（警察署長の職務）

第９条　警察署長（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあっては、当該職員の属する所属の長を含む。以下同じ。）は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するほか、個々の事案について、次の事項を自ら行うものとする。ただし、警察本部長指揮事件については、この限りでない。

⑴　捜査主任官及び調査主任官を指名すること。

⑵　少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者、ぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法を決定すること。

⑶　強制措置及びその解除の要否を決定すること。

⑷　関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下「送致等」という。）その他の措置

を決定すること。

⑸　関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。

⑹　継続補導の要否を決定すること。

⑺　被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。

⑻　その他特に必要と認めること。

（警察署の各級幹部の職務）

第10条　警察署（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合、当該職員の属する所属を含む。以下同じ。）の少年警察活動について責任のある各級幹部は、所属職員を指揮掌握するほか、個々の事案について、次の事項を指揮するものとする。ただし、警察本部長指揮事件又は警察署長が直接指揮すべき事件については、この限りでない。

⑴　処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。

⑵　強制措置並びにその解除の時期、場所及び方法を指示すること。

⑶　第９条第２号に規定する呼出し並びに面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

（少年事件指導官の職務）

第11条　少年事件指導官は、少年の特性に配意しつつ、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、次の事項を指導するものとする。

⑴　少年警察部門に属する警察職員が捜査又は調査を行う犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうちの本部要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。次号において同じ。）及び触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）で家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められる事件について、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要なこと。

⑵　犯罪少年事件のうち、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が捜査又は調査を行う本部要指導事件及び警察本部長指揮事件並びに触法少年事件で家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められる事件について、当該事件主管課又は事件主管部内の指導官等と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。

⑶　次条に規定する少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要なこと。

（少年事件選別主任者等）

第12条　警察署長は、生活安全課長を少年事件選別主任者に指定するものとする。

２　警察署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、生活安全課の少年事件を担当する係の幹部を少年事件選別補助者に指定するものとする。

３　警察署長は、第９条第１号から第５号までに掲げる事項を行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第２条第２号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する

法律（平成25年法律第86号）に規定する罪又は交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、この限りでない。

４　少年事件選別主任者制度の運用基準は、別に定めるところによる。

第３節　早期発見及び報告

（早期発見）

第13条　警察職員は、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童について、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第７条第１項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、これら少年を早期に発見するよう努めるものとする。この場合、警察の各部門間及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携に配意するものとする。

（報告）

第14条　警察職員は、非行少年、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童又は第61条第１項の規定により継続的な支援が必要と認められる被害少年を発見した場合は、次の事項を所属長に速やかに報告するものとする。

⑴　少年の氏名、年齢及び住居

⑵　少年の職業及び勤務先又は在学する学校名及び学年

⑶　保護者の氏名、年齢、住居、職業及び少年との続柄

⑷　事案を発見した経緯及び事案の概要

⑸　発見者の執った措置

⑹　その他必要と認められる事項

２　警察本部の所属長（少年課長を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年課長に速やかに連絡するものとする。

第２章　一般的活動

第１節　地域的な非行防止施策の推進

（地域的な非行防止施策）

第15条　警察署長は、少年の非行を防止するため、特に対策が必要と認められる地域を「非行防止モデル地区」に指定し、当該地域内の関係機関、住民等の協力の下に諸対策を推進するとともに、他の機関が実施する同種計画に積極的に協力するものとする。

（地域的な非行防止施策推進上の留意事項）

第16条　前条の非行防止モデル地区を指定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

⑴　地域の指定範囲は、広すぎて効果が行きわたらないこととならないようにすること。

⑵　あらかじめ関係機関、団体、ボランティア等と密接な連絡協調のできる態勢を作ること。

⑶　状況に応じ、計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して計画を改定するなど、実情に即応した計画とすること。

⑷　地域内における情報発信を特に活発に行うこと。

（組織的、暴力的非行集団等の総合対策）

第17条　暴走族少年等の組織的、暴力的非行集団による非行の防止を図るため、関係機関、団体、少年警察ボランティア等との協力及び家庭、学校、職場等との連携を強化し、地域社会における非行集団の実態の広報等に努めるなど、警察組織を挙げた総合対策を講じるものとする。

第２節　街頭補導

（街頭補導の効果的実施）

第18条　街頭補導は、道路その他公共の場所、駅その他多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストア、インターネットカフェその他少年の非行が行われやすい場所を重点に、管内の実態に即して計画的に実施するように努めるものとする

２　街頭補導は、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力して行うように配意するものとする。この場合、少年の年齢、性別、態度等に応じた事情の聴取、注意、助言、指導等について、警察職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、効果が上がるようにするものとする。

（街頭補導実施上の留意事項）

第19条　警察職員は、街頭補導に当たっては、次の事項に留意するものとする。

⑴　警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにすること。

⑵　少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配意すること。

⑶　公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

第３節　少年相談

（少年相談の取扱い）

第20条　警察職員は、少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、その内容に応じ、助言又は指導、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

２　少年相談は、少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該少年相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年警察部門に連絡した上、自ら当該少年相談を処理することができる。

３　前項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

（少年相談実施上の留意事項）

第21条　少年相談は､少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

３　少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第４節　継続補導

（継続補導の対象）

第22条　次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者（当該少年が特定少年の場合にあっては、本人）の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

⑴　少年相談に係る少年

⑵　触法少年であって少年法第６条の６第１項の規定により児童相談所長に送致すべき者又は児童福祉法第25条第１項の規定により通告すべき者に該当しないもの

⑶　14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第１項の規定により通告すべき者に該当しないもの

⑷　不良行為少年

２　犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査又は調査を行い関係機関に送致等された後は、当該機関の措置に委ねることとなるため、継続補導の対象としないこと。ただし、継続的な立ち直り支援を行う必要がある少年については別に定めるところによる。

（継続補導の取扱い）

第23条　本部少年サポートセンター所長又は警察署長（以下この条において「警察署長等」という。）は、本部少年サポートセンター又は警察署において取り扱った少年について､継続補導を実施するときは、本部少年サポートセンターに属する職員又はブロック少年サポートセンター所員（やむを得ない理由がある場合には、本部少年サポートセンターの指導の下、少年警察部門に属するその他の警察職員）に実施させるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、警察署長等が継続補導に係る少年の居住地その他事情を勘案して、本部少年サポートセンター又は他のブロック少年サポートセンター若しくは警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めたときは、当該少年に係る関係警察署長等に引き継ぐものとする。

３　警察署長等は、本部少年サポートセンターに属する職員又はブロック少年サポートセンター所員に対し、継続補導に必要な専門的事項について指導するものとする。

４　継続補導を行ったときは、継続補導簿（別記様式第１号）を作成し、補導の経過を警察署長等に報告するものとする。

（学校関係者等との協力）

第24条　本部少年サポートセンターに属する職員又はブロック少年サポートセンター所員は、継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者（当該少年が特定少年の場合にあっては、本人）の同意を得た上で、学校関係者等立ち直りの支援に関わる者と協力して継続補導を実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配意するものとする。

（「みやぎ児童生徒サポート制度」の適正運用）

第25条　児童生徒の再非行及び被害防止を図るため、別に定める「みやぎ児童生徒サポート制度」を適正に運用するものとする。

第５節　少年の社会参加活動等

（関係機関等との協力等）

第26条　活動規則第９条に規定する少年の規範意識の向上等に資する活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）は、必要に応じて、適切な役割分担の下、学校その他の関係機関、団体、ボランティア等と協力して行うものとする。

（実施上の留意事項）

第27条　少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

⑴　少年の心理その他特性に関する知見

⑵　少年の非行を防止するための手法に関する知見

⑶　柔道、剣道等の指導に関する能力

⑷　その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第６節　情報発信

（情報発信）

第28条　少年警察活動に係る情報発信は、活動規則第１０条の規定に基づき、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。

（基礎資料の整備活用）

第29条　警察職員は、前条の情報発信を効果的に行い、少年の非行防止と保護に資するため、常に少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用できるよう努めるものとする。

（少年の規範意識の啓発）

第30条　少年の規範意識の啓発は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催等の適切な方法により行うものとする。この場合、必要に応じて、学校その他の関係機関、ＰＴＡ、ボランティア等と協力して行うものとする。

第７節　有害環境の排除

（有害環境の排除）

第31条　警察署長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」という。）があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合のほか、当該有害環境について関係ある他の機関に連絡するなど、少年に対する有害な環境を排除するために適切な措置を講じるものとする。

２　警察本部長は、少年を取り巻く環境を浄化する必要のある地域又は清浄な環境を保持する必要がある地域を「少年を守る環境浄化重点地区」に指定し、関係機関、団体、少年警察ボランティア、地域住民等と一体となった総合的な環境浄化活動を推進するものとする。

（民間の自主的活動に対する支援）

第32条　警察署長は、地域における民間公益活動その他民間による有害環境排除の自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な支援を行うものとする。

第３章　非行少年等についての活動

第１節　非行少年に関する通則

（少年事件の捜査及び調査の担当部門）

第33条　警察署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年警察部門の警察職員に行わせるものとする。ただし、次の事件の捜査及び調査については、この限りでない。

⑴　20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件

⑵　少年法第20条第２項又は第62条第２項の規定により原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件

⑶　故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期２年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件

⑷　事件の内容が複雑かつ重要であり、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件

⑸　交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

⑹　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

⑺　前各号に掲げるもののほか、警察署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件

２　警察署長は、前項ただし書の規定により事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属する警察職員に担当させる場合は、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われているか、その経過を常に把握させるものとする。この場合、警察署長は、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年警察部門に属する警察職員に行わせ、又は少年事件選別主任者に捜査若しくは調査を行う警察職員に対する指導教養、助言その他必要な支援を行わせるものとする。

（捜査又は調査に伴う措置）

第34条　警察職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に伴い、活動規則第13条第１項に規定する必要な措置を執るものとする。

（年齢の確認）

第35条　警察職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に誤りのないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

（捜査又は調査上明らかにすべき事項）

第36条　警察職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を行うに当たっては、次の事項について、明らかにするものとする。

⑴　事件の存否及び態様

⑵　事件の原因及び動機

⑶　少年の性格、経歴、行状及び教育程度

⑷　少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係

⑸　少年の住居地の環境

⑹　少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができると認められるボランティアの有無

（関係機関との連絡）

第36条の２　非行少年に係る事件の捜査又は調査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

（捜査又は調査上の留意事項）

第37条　非行少年に係る事件の捜査又は調査を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

⑴　非行少年の処遇を判断するに当たっては、当該少年の健全な育成及び立ち直りに必要な範囲にとどめること。

⑵　少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。

⑶　先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。

⑷　少年の健全な育成及び被害者の心情に配意し、捜査又は調査を迅速に行うこと。

⑸　みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。

（措置の選別及び処遇意見）

第38条　警察職員は、非行少年について、関係機関への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致（規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）によるべきか、送致又は通告の措置を執る場合はいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

２　非行少年に係る事件について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を執る場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

３　前２項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、次の事項を勘案して行うものとする。この場合、第３号に掲げる事項は、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

⑴　事件の態様

⑵　非行の動機及び原因

⑶　当該少年の再非行のおそれ

⑷　当該少年の保護者の実情並びに非行防止及び立ち直りに向けての保護者の方針及び意向

⑸　関係機関、団体、ボランティア等の意見

４　犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況、環境等から再非行のおそれ等を総合的に判断するものとする。

（送致又は通告に関しての留意事項）

第39条　警察職員は、非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように連絡するものとする。

（発表上の留意事項）

第40条　犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、報道機関等に発表するときは、別に定める広報連絡責任者又は広報連絡員がその対応に当たるものとする。

２　犯罪少年事件に係る少年の氏名及び住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項は、発表しないほか、当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のときに犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑事訴訟法第461条の請求がされたもの（刑事訴訟法第463条第１項若しくは第２項又は第468条第２項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなったものを除く。）を除く。）については、この限りでない。

３　前項ただし書に規定するものの発表に当たっては、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう慎重に判断するものとする。

４　触法少年事件を報道機関等に発表する場合は、その性質上、特に慎重に判断するものとし、発表に当たっては第２項の規定を準用するものとする。

第２節　犯罪少年事件の捜査

（犯罪少年事件捜査の基本）

第41条　犯罪少年事件の捜査は、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たるものとする。

２　捜査に当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べにおける言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めるものとする。

（呼出し上の留意事項）

第42条　警察職員は、捜査のため、少年の被疑者（以下この節（本条第４項、第42条の２第３項、第45条及び第46条を除く。）において「少年」という。）、保護者等又は参考人を呼び出す場合は、電話、呼出状の送付その他適当な方法により出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を確実に伝達するものとする。

２　捜査のために少年を呼び出す場合は、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

３　捜査のために少年を呼び出す場合は、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配意するものとする。

⑴　学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

⑵　少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

⑶　制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

⑷　警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配意すること。

⑸　呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

４　捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前３項に掲げる事

項に配意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配意するものとする。

5　捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配意するものとする。

（取調べ上の留意事項）

第42条の２　警察職員は、少年の取調べを行う場合は、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2　少年の取調べを行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。

⑵　できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。

⑶　やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切な者を立ち会わせること。

⑷　少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

⑸　少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。

⑹　取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

3　被害者その他の参考人として少年と面接する場合は、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配意し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配意するものとする。

（強制措置等の制限）

第43条　警察官は、少年に対する逮捕、留置その他の強制の措置をできる限り避けるものとする。

2　少年の逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合は、次の事項に留意するものとする。

⑴　少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案すること。

⑵　留置する場合には、少年法第49条第１項及び第３項の規定により、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、同法第20条第１項又は第62条第１項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第49条第１項及び第３項の規定が適用されないことに留意すること。

⑶　留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、速やかに当該少年の保護者等に連絡すること。

⑷　強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

（指紋等の採取等）

第44条　少年の指紋又は掌紋の採取及び写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年について、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて、当該少年の心情を傷つけることのないようその時期、場所、方法等を慎重に判断するものとする。

（親告罪等に関する措置）

第45条　警察官は、親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮し所要の措置を執るものとする。ただし、みだりに被害者等を呼び出すなど、被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。

２　当該少年に係る事件を送致する場合は、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡するものとする。

３　少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、前２項の定めの例によるものとする。

（少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第46条　警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合、受領書（別記様式第２号）を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講じるものとする。

（余罪の捜査）

第47条　警察官は、少年に関する事件の余罪を捜査するに当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るほか、将来における非行のおそれの判断に資するように配意するものとする。

２　前項の余罪の捜査は、当該少年の立ち直りを妨げることのないよう迅速かつ的確に行うものとする。

第３節　触法調査

（触法調査の基本）

第48条　触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）は、活動規則第15条第１項に規定する少年の健全な育成を期することを基本とし、これを遵守するものとする。

２　触法調査を行うに当たっては、活動規則第15条第２項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

（調査主任官）

第49条　触法調査に係る調査主任官の指名、職務及び交代は、活動規則第18条の規定によるものとする。

（付添人の選任等）

第50条　触法調査を行う指定警察職員は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下この節（第51条第３項、第52条第２項及び第55条の４を除く。）において「少年」という。）又は保護者に対し、少年法第６条の３に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関、団体の紹介、助言等に配慮するものとする。

２　活動規則第19条に規定する付添人選任届を受理した場合は、調査主任官の指揮を受け、当該事件の調査に従事している警察官等に対し、当該付添人選任届を確実に引き継ぐなど適切な措置を講じなければならない。

（呼出し上の留意事項）

第51条　触法調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合は、活動規則第20条第１項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

２　少年を呼び出す場合は、活動規則第20条第２項及び第３項に規定する事項を基本とし、これを遵守するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　活動規則第20条第２項ただし書に規定する連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められる場合として、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれが著しい場合、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しい場合等が挙げられるので、これらについて漏れなく確認すること。

⑵　やむを得ない場合を除き、制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、避けること。

⑶　学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

⑷　少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

⑸　警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配意すること。

⑹　呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

３　触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前各項に掲げる事項に配意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配意するものとする。

４　触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に知られないよう配意するものとする。

（質問上の留意事項）

第52条　警察職員は、少年に対し質問する場合は、活動規則第20条第２項から第４項までに規定する事項を基本とし、これを遵守するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　前条第２項第１号、第42条の２第２項第１号、第４号及び第５号に掲げる事項

⑵　少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じ

て分かりやすく告げること。

⑶　質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

２　被害者その他の参考人として少年と面接する場合は、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配意し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配意するものとする。

（犯罪の疑いがある場合の措置）

第53条　警察職員は、現に捜査している犯罪が触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に殺人、強盗等の重要な犯罪については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係の有無についても慎重に判断するものとする。

（強制の措置等）

第54条　触法調査に係る捜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求（次項において「強制の措置」という。）は、活動規則第21条の規定によるものとする。

２　触法調査においては、できる限り強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に判断し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。

（強制捜査後に触法少年事件であることが判明した場合の措置）

第55条　警察官は、逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

２　前項の規定により身柄を釈放する場合は、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合、逮捕手続書には既に釈放した旨を記載するものとする。

３　捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、前条の規定による強制の措置等を検討するなど適切に措置するものとする。

４　被疑者の年齢が判明しないまま、既に逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得ている場合で、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

（少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第55条の２　警察職員は、触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の２第１項各号及び第２項各号に該当する物件のほか、非行の防止上少年に所持させておくことが適当でないと認められる物件を発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等を行うものとする。この場合、受領書を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにしておくものとする。

（還付公告等）

第55条の３　少年法第６条の５第２項の規定により準用する刑事訴訟法第499条第１項及び第２項に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第２条の規定によるものとする。この場合、警察署の掲示場に押収物還付公告（別記様式第３号）を掲示することにより行うものとする。

２　少年法第６条の５第２項の規定により準用する刑事訴訟法第499条第３項の規定により公告をしたときから６か月以内に還付の請求がないときは、当該押収物は、県に帰属する。この場合、帰属した押収物は、県帰属還付不能押収物引渡書（別記様式第４号）及び還付不能押収現金県帰属調書（別記様式第５号）又は還付不能押収物品県帰属調書（別記様式第６号）に記載して、県に引き渡すものとする。

３　警察署長は、前項に規定する期間内であっても、押収物が別表に掲げる物の場合は、これを売却してその代価を保管することができる。ただし、売却できないものについては、廃棄することができる。この場合、規範第113条第１項各号の事項に注意するとともに、換価処分書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第43号）又は廃棄処分書（様式を定める訓令別記様式第42号）を作成しておかなければならない。

（児童相談所への送致）

第56条　触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条（第１項第２号を除く。）、第23条及び第24条の規定により行うものとする。

（児童相談所への通告）

第56条の２　触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、活動規則第22条（第１項第１号を除く。）の規定により行うものとする。

２　触法調査の過程において、当該少年が児童福祉法第６条の３第８項に規定する要保護児童であると認められた場合は、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。）により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37号の２の児童通告通知書をいう。以下同じ。）を事後に送付することとしても差し支えない。

（一時保護に係る留意事項）

第56条の３　児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合は、次の事項に留意するものとする。

⑴　保護するにふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配意すること。

⑵　一時保護する場合は、留置施設の部屋は使用しないこと。

⑶　少年が負傷、自殺又は逃走することがないよう注意するとともに、少年が火災その他の自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。

⑷　速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第３項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は

居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

（指導教養）

第56条の４　警察署長は、活動規則第25条に規定する指導教養を定期的に行うものとする。

第４節　ぐ犯調査

（ぐ犯調査の基本）

第57条　警察職員は、犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（第57条の３、第57条の５及び第57条の８において「少年」という。）を発見した場合は、活動規則第27条第１項に規定する少年の健全な育成を期することを基本とし、ぐ犯調査をするものとする。

２　ぐ犯調査を行うに当たっては、活動規則第27条第２項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

（調査主任官）

第57条の２　ぐ犯調査に係る調査主任官の職務、指名及び交代は、活動規則第30条第１項及び第２項の規定によるものとする。

（呼出し及び質問上の留意事項）

第57条の３　ぐ犯調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合は、活動規則第31条第１項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

２　少年を呼び出し、質問する場合は、活動規則第31条第２項に規定する事項を基本とし、これを遵守するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　活動規則第31条第２項ただし書に規定する連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められる場合として、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれが著しい場合等が挙げられるので、漏れなく確認すること。

⑵　当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配意すること。

⑶　保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

３　ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第42条及び第42条の２の規定を準用する。

（低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮）

第57条の４　低年齢少年に係るぐ犯調査を行う場合は、活動規則第32条第１項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

２　低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（次項において「少年」という。）を呼び出し、質問する場合は、活動規則第32条第２項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

３　少年に質問する場合は、活動規則第32条第３項に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

４　低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前２項の規定のほか、第51条及び第52条の規定を準用する。

（少年等に所持させることが不適当な物件の措置）

第57条の５　警察職員は、少年が少年法第24条の２第１項各号及び第２項各号に該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該少年の同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合、当該物件を預かった警察職員は、預り書（別記様式第７号）を作成し、必要に応じて、保護者等の申述書（様式を定める訓令別記様式第３号）を作成するなどして物件の措置のてん末を明らかにしておくものとする。

２　警察職員は、少年以外の者が少年法第24条の２第１項各号及び第２項各号に該当する物件を所持している場合で、ぐ犯調査のため特にその物件を必要とするときは、任意差出書（別記様式第８号）とともに、当該物件の提出を求めるものとする。この場合、物件の提出者に任意差出書の写しを交付するとともに、紛議を防止するため、物件の措置のてん末を明らかにしておくものとする。

３　前２項の規定により預かり、又は提出を受けた物件を所有者その他の権利者に返還する場合は、受領書を徴するものとする。

４　第１項に規定する物件のほか、非行の防止上少年に所持させておくことが適当でないと認められる物件を発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等を行うものとする。この場合、受領書を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにしておくものとする。

（ぐ犯少年の送致又は通告）

第57条の６　ぐ犯少年の関係機関への送致又は通告は、活動規則第33条の規定により行うものとする。

２　ぐ犯調査の過程において、当該少年が児童福祉法第６条の３第８項に規定する要保護児童であると認められた場合は、児童通告書により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

（ぐ犯少年についての緊急措置）

第57条の７　警察職員は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年を緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

２　ぐ犯少年に対して少年法第13条第２項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じるものとし、第56条の３各号に掲げる事項に留意するものとする。

（一時保護に係る留意事項）

第57条の８　児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合も、第56条の３各号に掲げる事項に留意するものとする。

（指導教養）

第57条の９　警察署長は、活動規則第34条に規定する指導教養を定期的に行うものとする。

第５節　不良行為少年の補導

（少年補導票の作成及び報告）

第58条　警察職員は、不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第１項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、別に定める少年補導票を作成し、警察署長に報告するものとする。

２　警察本部の所属長（少年課長を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年課長に速やかに連絡するものとする。

３　保護者又は関係者に対する連絡の要否は、少年事件選別主任者が判断するものとし、その連絡は、少年警察部門の警察職員が行うものとする。

（不良行為少年に対する継続補導）

第59条　不良行為少年に対して継続補導を実施する場合は、第２章第４節の定めるところによるほか、少年に対する言動等に配意するものとする。

第４章　少年の保護のための活動

第１節　被害少年に係る活動

（被害少年に対する支援）

第60条　警察職員は、被害少年に対し、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言、指導等必要な支援を実施するものとする。

２　被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者対策部門との連携に留意するものとする。

（被害少年に対する継続的な支援）

第61条　警察職員は、前条に定めるもののほか、被害少年について活動規則第36条第２項に規定する継続的な支援を実施するものとする。

２　被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、心理カウンセラーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

３　第24条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

（発表上の留意事項）

第62条　少年が被害者である事件について、報道機関に発表を行うときは、被害少年プライバシーに十分に配慮するものとする。

第２節　福祉犯に係る活動

（福祉犯の取締り）

第63条　福祉犯事件を認知した場合は、時機を失することなく、捜査を行うものとする。この場合、警察署長は、少年警察部門以外の部門の警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、必要に応じて、少年警察部門の警察官に捜査させ、適正な捜査に配意するものとする。

（福祉犯の被害少年の保護等）

第64条　福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第60条及び第61条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者等に配慮を求めるものとする。

２　警察署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政

機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発等必要な措置を執るものとする。

第３節　要保護少年に係る活動

（児童相談所への通告等）

第65条　要保護少年に係る児童相談所への通告等については、活動規則第38条に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

２　通告を必要としない要保護少年については、保護者等に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

（要保護少年の一時保護）

第66条　児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合も、第56条の３各号に掲げる事項に留意するものとする。

第４節　児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

（児童相談所への通告等）

第67条　児童虐待は、児童の心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

２　児童虐待を受けたと思われる児童に係る児童相談所への通告等については、活動規則第39条に規定する事項を基本とし、これを遵守するものとする。

３　児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

（児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護）

第67条の２　児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合も、第56条の３各号に掲げる事項に留意するものとする。

第５章　記録

（少年事件処理簿）

第68条　少年警察部門に少年事件処理簿（様式を定める訓令別記様式第44号）を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件に係る調査の指揮及び事件の送致又は通告その他事件の処理の経過を記載するものとする。この場合、第９条第１号から第５号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

２　犯罪少年事件に係る記録は、規範第201条の規定による。

（少年事案処理簿）

第69条　少年警察部門に少年事案処理簿（別記様式第９号）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる被害少年及び要保護少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合、特に第９条第６号及び第７号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

２　児童虐待を受けたと思われる児童については、別に定めるところにより、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。

（呼出簿）

第70条　少年警察部門に呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号）を備え、第51条及び第57条の３の規定により触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理

の経過を明らかにしておくものとする。

（令状請求簿）

第71条　少年警察部門に令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号）を備え、第54条第１項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておくものとする。

（少年カード）

第72条　送致（刑事訴訟法第242条及び第245条の規定により送付する場合を含む。）又は通告の措置を講じた非行少年（交通法令違反、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要と認める少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（別記様式第10号）を作成し、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

２　居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属長は、少年カードの原本を居住地警察署の警察署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。

３　前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察署であるときは、少年課長を通じて送付するものとする。

４　少年カードの細目は、別に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成15年１月１日から施行する。

（少年警察活動規程の廃止）

２　少年警察活動規程（平成10年宮城県警察本部訓令第１号）は、廃止する。

附　則（平成16年３月23日本部訓令第９号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月24日本部訓令第６号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年６月１日本部訓令第13号抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成20年２月22日本部訓令第１号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成20年２月22日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、この訓令による改正前の少年警察活動規程に定める様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成20年３月21日本部訓令第３号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定は、同年３月

26日から施行する。

附　則（平成23年10月25日本部訓令第13号）

この訓令は、平成23年10月25日から施行する。

附　則（平成27年３月20日本部訓令第８号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年10月12日本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年10月12日から施行する。

附　則（平成29年３月７日本部訓令第１号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月25日本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年４月25日から施行する。

附　則（令和元年９月27日本部訓令第14号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和元年９月27日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の宮城県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令、被留置者の留置に関する訓令、宮城県公安委員会審査請求手続に関する訓令、少年警察活動規程及び宮城県警察学校規程に規定する様式による書面については、この訓令による改正後のこれらの訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和５年７月７日本部訓令第16号）

この訓令は、令和５年７月７日から施行する。

附　則（令和６年３月11日本部訓令第５号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第 55 条関係）

種　　別	処分期間
腐敗している、悪臭をしている等により保管に不便なもの （品目の例：生き物、異臭物、腐敗物等）	12 時間
特別な保管場所が必要である、著しく高価である等により保管に不便なもの （品目の例：自動車、自転車、絵画、有価証券等）	7 日間
腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの （品目の例：食品、飲料等（缶詰等保存食品を除く。））	3 日間
危険を生ずるおそれがあるもの （品目の例：花火等火薬類、毒劇物等）	7 日間

別記様式第１号（第23条関係）　　（その１）

継　続　補　導　簿

<table>
<tr><td colspan="2">担　当　者</td><td colspan="3">所属　　官職氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象少年</td><td>ふりがな
氏　名</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日　（　　歳）</td></tr>
<tr><td>住　居</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>学　職</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>非行・補導歴</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">家族構成及び家庭環境</td><td colspan="3">（保護者の連絡先：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">継続補導を必要と認める理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者の同意</td><td colspan="3">同意を得た保護者：続柄　　氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">開始年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">終了年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">終了理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第１号　　（その２）

【少年：　　】

実施年月日	継続補導の経過、概要等

別記様式第２号（第46条、第55条の２及び第57条の５関係）

受　　領　　書

年　　月　　日

警察署長

殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件の返還を受け、受け取りました。

目　　録

番　号	品　　名	数　　量	備　　考

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第３号（第55条の３関係）

押　収　物　還　付　公　告

下記の押収物は還付不能につき、少年法第６条の５第２項の規定により準用する刑事訴訟法第499条の規定により公告する。

受還付人は、同条第３項に規定する所定の期間内に還付の請求をされたい。

年　　月　　日

警察署長　印

記

１　担当警察署

２　事件名及び押収番号

３　押収物の品名及び数量

４　公告の期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

上記公告の期間の末日の翌日から起算して６か月を経過しても押収物の還付を受ける者がないときは、少年法第６条の５第２項の規定により準用する刑事訴訟法第４９９条第３項の規定により当該押収物は、宮城県に帰属します。

備考

１　３の欄は、できるだけ詳しく記載すること。

２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを併せて掲示すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第４号（第55条の３関係）

年　　月　　日

（地方公所長）

警察署長　　殿

警察署長　印

県帰属還付不能押収物引渡書

次の物件は、少年法第６条の５第２項の規定より準用する刑事訴訟法第499条第３項の規定により所有権が県に帰属したので引き渡します。

現　金	円
物　品	点

内訳

別添「還付不能押収現金県帰属調書」及び「還付不能押収物品県帰属調書」のとおり

上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

（地方公所長）

警察署長　印

備考

１　原本と副本を作成して契印を押し、地方公所長に引き継ぐこと。

２　地方公所長の受領印を押した副本は、５年間保管すること。

別記様式第５号　（第55条の３関係）

還付不能押収現金県帰属調書

No.

受理年月日	整理番号	保管の種類	金　額	県に帰属した年月日	備　　考
合　計			円		

別記様式第６号（第55条の３関係）

還付不能押収物品県帰属調書

No.

受理年月日	整理番号	保管の種類	数量	県に帰属した年月日	備考	公所整理欄		
						売却	廃棄	活用
合計								

別記様式第７号（第57条の５関係）

預　　り　　書

年　　月　　日

警察署長

殿

警察署

官　職　　氏　名　　㊞

少年の住居

氏名

年　　月　　日生（　　歳）

上記の少年のぐ犯事件に関し、本職は、　　年　　月　　日

において、少年が所持する下記目録の物件を一時預かった。

目　　録

番　号	品　　名	数　　量	備　　考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第８号（第57条の５関係）

任　意　差　出　書

年　　月　　日

警察署長

殿

住　　居

（電話　　）

職　　業
学校・学年

氏　　名　　㊞

（　　歳）

下記の物件を任意に差し出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

差　出　物　件

番　号	品　　名	数　量	差出者処分意見	備　考

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第９号（第69条関係）　　（その１）

少　年　事　案　処　理　簿

<table>
<tr><td>種　別</td><td>被害・要保護</td><td>受理</td><td>年　月　日</td><td>番号</td><td>第　号</td></tr>
<tr><td>少　年
カード</td><td colspan="2">作成（第　号）・作成せず</td><td>移送</td><td colspan="2">年　月　日
警察署</td></tr>
<tr><td rowspan="3">少　年</td><td>ふりがな
氏　名</td><td></td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td>年　月　日生
（　歳）</td></tr>
<tr><td>住　居</td><td colspan="4">電話（　）</td></tr>
<tr><td>職　業
学校・学年</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">保護者</td><td rowspan="2">ふりがな
氏　名</td><td rowspan="2">（　歳）</td><td>職　業</td><td></td></tr>
<tr><td>続　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住　居</td><td colspan="3">電話（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事案の
概　要</td><td>端　緒</td><td></td><td>種　別</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">概　要</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">一時保護委託</td><td>開　始　日　時</td><td colspan="3">年　月　日午　時　分</td></tr>
<tr><td>引　渡　日　時</td><td colspan="3">年　月　日午　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">措　置</td><td colspan="2">年　月　日
児童相談所通告</td><td>処遇意見</td><td colspan="2">処分結果　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">警察における措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>報告者
連絡者</td><td colspan="2">課　係
官職　氏名</td><td>担当者</td><td colspan="2">課　係
官職　氏名</td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第９号　　（その２）

決　　裁				月日	指　揮　伺　・　指　揮　事　項	備　　考
署長等	副署長次長	刑事官	課長			

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第10号（第72条関係）

少　年　カ　ー　ド

資料区分	

少年の氏名		異名		生年月日		職業関係	勤務先	名称		収入	円
								所在地			
本籍		出生地					職歴	勤務先・職種	所在地	在職期間	退職理由
住居											
非行場所		財物加害高	円			非行・補導前歴	非行等名				
家族関係	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居		補導年月日				
					家族数　人		補導警察署				
学校関係	最終（在学）学校名　年				所在地		措置及び処分結果				
	怠学		成績				喫煙		有機溶剤その他の薬物乱用		

取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署
罪名			
既遂・未遂別			
手口			
非行時の居住地			
性別			
非行時の年齢			
非行時の学職			
学職の特殊形態			
国籍等			
在留資格等（外国人）			
不法滞在期間（外国人）			
補導歴・非行歴	補導歴　回	非行歴　回	うち本票記載犯罪と同一罪種（　）回
前回処分			
非行年月日時			
非行場所			
非行の動機・原因	背景		
	父親の態度		
	母親の態度		
	直接の動機・原因		
	精神障害等の有無		
家出関係			
生活形態			
両親の状態			
母の不在状況			
非行集団関係	暴力団との関係の有無		
	集団の種別		
送致等の区分			

処遇意見			
最終(在学)学校			
卒業・中退別			
共犯形態			
少年が犯した他の非行（異なる罪種）	刑法犯		
	特別法犯		
非行府県数			
被疑者特定の端緒を得た係			
被疑者を逮捕した係			
事件を主として処理した係			
身柄措置			
本票記載非行の供述状況			
暴力団等関係	暴力団	団体の名称	
		組織順位	
		地位	
	ゴロ・総会屋等		
	犯罪態様	犯罪態様	
		民事介入暴力	

関係検挙票番号	署　年　月　第　号
作成者	年　月　日作成 署　係　氏名　印
逮捕年月日	年　月　日　時　分
逮捕場所	
逮捕者	
釈放年月日	年　月　日　時　分
送致年月日・送致先	年　月　日
勾留(観護)年月日	年　月　日　時　分
家裁(検察官)処分	年　月　日
裁判結果	年　月　日
作成・照会	

（用紙　日本産業規格Ａ３）

索引				

保護等の状況	緊急同行状執行	着手	年　月　日　時　分	引渡し	年　月　日　時　分
	一時保護	着手	年　月　日　時　分	引渡し	年　月　日　時　分

ぐ犯行為の概要	
事後措置その他参考事項	